

令和6年度 第2回

春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和6年12月24日 開催

議題 1 国民健康保険税の課税限度額改定について 1

議題 2 国民健康保険税の税率改定について

(1) 納付金の推移 2

(2) 令和 7 年度の税率(案) 2

(3) 世帯ごとの影響（給与収入モデルケース） 3

議題Ⅰ 国民健康保険税の課税限度額改定について

【課税限度額の引き上げ】

地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金分課税額の課税限度額を22万円から24万円引き上げ、24万円とする。(令和7年4月1日施行)

地方税法施行令と春日井市国民健康保険税条例の比較表

(単位:万円)

	地方税法施行令				春日井市国民健康保険税条例			
	基礎	支援金	介護	合計	基礎	支援金	介護	合計
令和6年度	65	24	17	106	65	22	17	104
令和7年度	未定				65	24	17	106

施行令改正の翌年度に市条例を改正

※参考 地方税法(抜粋) (昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)

(国民健康保険税)

第七百三条の四

五 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項各号に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

十一 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

十九 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

二十七 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

議題2 国民健康保険税の税率改定について

(1) 納付金の推移

納付金は、県が翌年度に県内で必要となる医療費総額を推計し、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準に応じて按分して積算されます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納付金 (1人当たり納付金)	79億1144万円 (155,047円)	78億6270万円 (163,127円)	75億4307万円 (165,418円)
前年度に対する伸び率	9.7%	5.2%	1.4%

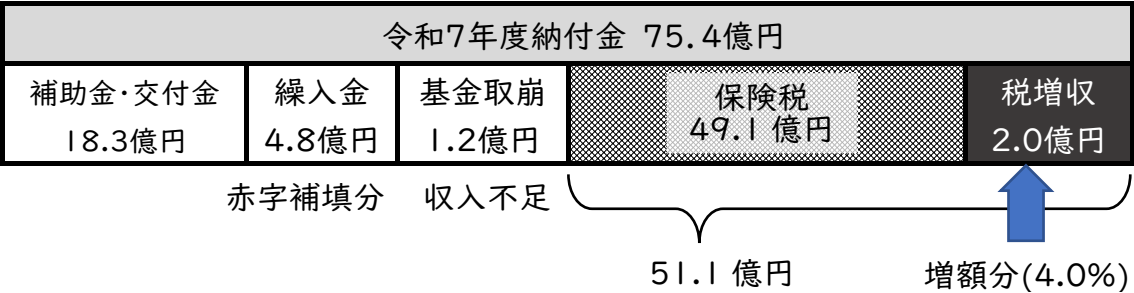
(2) 令和7年度の税率(案)

税率(案)については、本市の現行税率と、納付金の仮算定結果で示された標準保険税率を比較し、1人当たり平均保険税額を令和5年度推計では前年比約10%増で見込んでいましたが、納付金の減少に伴い前年比約4%増で次のとおり試算しました。

令和7年度税率(案)

		標準保険税率	現行税率	令和7年度(案)	改定幅
所得割	基礎	7.63%	6.50%	6.80%	0.30%
	後期	2.71%	2.20%	2.30%	0.10%
	介護	2.48%	1.80%	1.90%	0.10%
均等割	基礎	32,747円	28,200円	29,600円	1,400円
	後期	11,485円	10,500円	11,000円	500円
	介護	12,591円	11,200円	11,800円	600円
平等割	基礎	21,259円	22,000円	22,000円	0円
	後期	7,455円	9,000円	9,000円	0円
	介護	6,232円	6,100円	6,200円	100円

【参考】令和7年度納付金 財源構成



(3) 世帯ごとの影響（給与収入モデルケース）

今回の税率改定によって、どんな世帯にどんな影響が生じるのか、いくつかのモデルケースを用いて試算しました。

世帯状況	5年度	6年度	7年度(案)	5-6 差額 (増加率)	6-7(案) 差額 (増加率)
単身世帯 介護あり 所得 0円 7割軽減世帯	24,200 円	25,900 円	26,800 円	1,700円 (7.0%)	900円 (3.5%)
単身世帯 介護あり 所得 58万円(113万円) ^{※1} 5割軽減世帯	54,600 円	59,100 円	61,200 円	4,500円 (8.2%)	2,100円 (3.6%)
単身世帯 介護あり 所得 85万円(140万円) 2割軽減世帯	104,200 円	113,600 円	117,700 円	9,400円 (9.0%)	4,100円 (3.6%)
2人世帯 介護なし 所得 夫200万(297.6万円) 妻0円	223,800 円	244,900 円	255,000 円	21,100円 (9.4%)	10,100円 (4.1%)
3人世帯 介護なし 所得 夫300万(430.4万円) 妻0円 未就学児軽減	320,000 円	351,200 円	366,300 円	31,200円 (9.8%)	15,100円 (4.3%)
4人世帯 介護2人 所得 夫600万(790万円) 妻100万(155万円)	771,100 円	858,900 円	898,500 円	87,800円 (11.4%)	39,600円 (4.6%)
4人世帯 介護2人 所得 夫1,000万(1195万円) 妻0円 限度額到達	1,018,900 円	1,040,000 円	1,060,000 円	21,100円 (2.1%)	^{※2} 20,000円 (1.9%)

※1 ()内は給与収入の金額

※2 後期高齢者支援金分課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げたことによるもの